

注 文 書

1. 契約番号 2026000025
2. 件 名 公衆トイレ浄化槽保守管理業務（鳴子温泉地域）
3. 場 所 大崎市鳴子温泉地域
4. 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
5. 添付書類
 - (1) 特記仕様書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 図面（位置図）
6. 担 当 課 大崎市鳴子総合支所地域振興課

公衆トイレ浄化槽保守管理業務（鳴子温泉地域） 特記仕様書

1 委託業務の場所

委託業務の場所（委託対象施設）は、下表のとおりとする。

整理番号	施設名	所在地（大崎市鳴子温泉）	浄化槽の形式等
1	小深沢公衆トイレ	字尻前88-15	単独 分離接触ばっ気方式160人槽
2	鳴子公園公衆トイレ	字尻前74-2	単独 分離接触ばっ気方式85人槽
3	鳴子チェーン着脱場公衆トイレ	字古戸前地内、国道47号	合併 接触ばっ気方式80人槽
4	潟沼公衆トイレ	字湯元69	合併 接触ばっ気方式140人槽
5	川渡温泉駅公衆トイレ	字田中6-2	小型合併処理 5人槽
6	吹上公衆トイレ	鬼首字本宮原23-3	単独 分離接触ばっ気方式100人槽
7	吹上高原公衆トイレ	鬼首字本宮原23-35	単独 分離接触ばっ気方式200人槽
8	中山公衆トイレ	字星沼19-25	ばっ気ろ床担体流動循環ろ過100人槽

2 委託業務の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 委託業務の内容

受注者は、浄化槽の保守管理業務を浄化槽法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他環境衛生基準等の関係法令に基づき施行するものとする。

- (1) 汚物、汚水は現場処理の上、受注者の定める場所に運搬し処理すること。
- (2) 受注者の定める点検表に基づき保守点検を行い、消毒薬の補充、設備・機械器具等の機能を確認し、原則毎月発注者にその結果を報告するものとする。
ただし、鳴子チェーン着脱場公衆トイレ、川渡温泉駅公衆トイレ以外の公衆トイレについては、冬季降雪により点検が困難と認められるため、1月及び2月は点検を実施しないものとする。（1年度内10回の点検とする。）
- (3) 建物及び浄化槽周辺の環境整備に努めること。
- (4) 施設については毎月定期に点検を行うこととする。また、発注者から請求があったときは直ちに技術者を派遣し、発注者の指示を受けるものとする。
- (5) 保守管理は、宮城県において定める浄化槽取扱要綱等に定められた基準に従って施行するものとする。
- (6) 浄化槽の清掃は点検結果に基づいて適時に実施すること。

4 法定検査の受検

- (1) 受注者は、浄化槽の保守管理状況について、発注者に代わり浄化槽法に基づく法定検査を委託契約期間中各年度に1回受検するものとする。
- (2) 受注者は、浄化槽法に基づく法定検査を受検したときは、検査機関から送付される「判定

通知票」を発注者に提出するものとする。

(3) 法定検査料相当額は業務委託料に含まれている。

5 業務委託料の支払い

業務委託料は各年度半期毎の年2回払いとし、その詳細については契約締結前に協議して決定するものとする。

6 入札金額

入札金額は委託期間に係る総額（消費税抜き）とする。

7 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 被災者等の雇用について

工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

9 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するので、以下の点に留意すること。

(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10 その他

- (1) この仕様書は業務の大要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なもので管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で受注者が誠意をもって行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者が別途協議するものとする。

設計者 氏名	印		設計検討者 氏名	印		課長印
令和8年度	件名	公衆トイレ浄化槽保守管理業務（鳴子温泉地域）(2026000025)				
期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで					
起工理由						
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 検算済・見積仕様確認済 検算日 検算者印 </div>						
<h3>概要</h3> <p>1. 業務場所</p> <p>小深沢公衆トイレ外7箇所</p> <p>2. 業務内容</p> <p>保守点検、汚泥抜取運搬、消毒薬品投入、各槽内部洗浄清掃</p>						

委託費内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
公衆トイレ浄化槽保守管理業務（鳴子温泉地域）						
1. 小深沢公衆トイレ						
浄化槽保守点検	消毒薬品費を含む	30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		45.0	m ³			15.0 m ³ ／回×3回
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
2. 鳴子公園公衆トイレ						
浄化槽保守点検	消毒薬品費を含む	30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		33.0	m ³			11.0 m ³ ／回×3回
各槽内部洗浄清掃		3.0	式			1式／年×3年
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
3. 鳴子チェーン着脱場公衆トイレ						
浄化槽保守点検		36.0	回			1回／月×36月
汚泥抜取運搬料		3.0	式			1式／年×3年
浄化槽消毒薬品費		62.7	kg			20.9 kg／回×3回
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
4. 潟沼公衆トイレ						
浄化槽保守点検	蒸散拡散槽を含む	30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		36.0	m ³			12.0 m ³ ／回×3回
各槽内部洗浄清掃		3.0	式			1式／年×3年
法定検査料相当額		3.0	回			非課税

委託費内訳書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小計						
5. 川渡温泉駅公衆トイレ						
净化槽保守点検	消毒薬品費を含む	36.0	回			1回／月×36月
汚泥抜取運搬料		3.0	式			1式／年×3年
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
6. 吹上公衆トイレ						
净化槽保守点検		30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		30.0	m ³			10.0m ³ ／回×3回
净化槽消毒薬品費		24.0	kg			8.0kg／回×3回
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
7. 吹上高原公衆トイレ						
净化槽保守点検	消毒薬品費を含む	30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		60.0	m ³			20.0m ³ ／回×3回
各槽内部洗浄清掃		3.0	式			1式／年×3年
法定検査料相当額		3.0	回			非課税
小計						
8. 中山公衆トイレ						
净化槽保守点検		30.0	回			10回／年×3年
汚泥抜取運搬料		72.0	m ³			24.0m ³ ／回×3回
净化槽消毒薬品費		72.0	kg			24.0kg／回×3回
法定検査料相当額		3.0	回			非課税

委 託 費 內 訳 書

位 置 図(1/2)



位 置 図(2/2)

